

規制影響分析書要旨

規制の名称	麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令の一部改正	
主管部局・課室	医薬食品局監視指導・麻薬対策課	
関係部局・課室	-	
評価実施時期	平成19年10月	
規制の新設・改廃の内容・目的	麻薬及び向精神薬取締法(昭和28年法律第14号)においては、麻薬及び向精神薬の乱用による保健衛生上の危害を防止し、公共の福祉の増進を図ることを目的としており、依存性、精神毒性及び乱用実態から保健衛生上の危害が大きいと判断された化学物質について麻薬等に指定し、輸出入、製造、譲渡等に係る取締り等を行うものである。 厚生労働省医薬食品局において、文献及び専門家による意見書等により、①2-(4-エチルスルファニル-2,5-ジメトキシフェニル)エタンアミン、②2-(2,5-ジメトキシ-4-イソプロピルスルファニルフェニル)エタンアミン、③2-(4-ヨード-2,5-ジメトキシフェニル)エタンアミンの3物質について、その性質、乱用状況等の確認及び検討を行った結果、麻薬に指定することが適当と考えられたため、平成19年度第1回依存性薬物検討会(平成19年9月20日開催。以下「検討会」という。)に麻薬の指定について検討を依頼した。 検討会において、3物質とも既に麻薬に指定されている2,5-ジメトキシ-4-(プロピルチオ)フェネチルアミンと類似した中枢神経興奮作用を有し、精神的依存性を有する蓋然性が極めて高く、乱用されるおそれが十分あることから、麻薬指定が相当であるとの結論を得たため、今般、麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令の一部を改正し、上記3物質を新たに麻薬指定することとした。	
	(根拠条文)	麻薬及び向精神薬取締法別表第1第75号
想定される代替案	麻薬の指定を行わない。(現状維持) ※当該物質は、薬事法に基づく指定薬物に指定されており、医療、産業用等の一定の用途に供する場合を除き、製造、輸入、販売等が禁止されている。	
想定される費用	新設・改廃する規制案 代替案	
	(遵守費用)	当該3物質を麻薬指定することにより、費用の増減は発生しない。 当該3物質を麻薬指定しないことにより、費用の増減は発生しない。
	(行政費用)	当該3物質を麻薬指定することにより、費用の増減は発生しない。 当該3物質を麻薬指定しないことにより、当該物質の適正な流通が確保されず、使用された場合には、その使用をきっかけに、より依存性の強い薬物の使用が引き起こされる可能性が高まることから、薬物乱用取締費用等が発生する。

	(その他の社会的費用)	当該3物質を麻薬指定することにより、費用の増減は発生しない。	当該3物質を麻薬指定しないことにより、当該物質の適正な流通が確保されず、乱用された場合には、適正な使用を誤ることによって発生する健康被害の緩和及び治癒等に係る費用が増加する。
想定される便益		新設・改廃する規制案	代替案
	(国民への便益)	依存性、精神毒性及び乱用実態から保健衛生上の危害が大きいと判断された化学物質を麻薬として規制することにより、当該物質の適正な流通が確保され、健康被害の防止が図られる。	依存性、精神毒性及び乱用実態から保健衛生上の危害が大きいと判断された化学物質を麻薬として規制しない場合、当該物質の適正な流通が確保されず、適正な使用を誤り、健康被害等が発生するおそれがある。
	(関連業界への便益)	依存性、精神毒性及び乱用実態から保健衛生上の危害が大きいと判断された化学物質を麻薬として規制することにより、当該物質の適正な流通が図られ、製造者等が予期しない健康被害等の発生のおそれが減少する。	依存性、精神毒性及び乱用実態から保健衛生上の危害が大きいと判断された化学物質を麻薬として規制しない場合、末端に至るまで当該物質の適正な流通が図られず、製造者等が予期しない健康被害等の発生のおそれがある。
	(社会的便益)	依存性、精神毒性及び乱用実態から保健衛生上の危害が大きいと判断された化学物質を麻薬として規制することにより、麻薬及び向精神薬取締法の適正な制度運用を確保できる。	依存性、精神毒性及び乱用実態から保健衛生上の危害が大きいと判断された化学物質を麻薬として規制しない場合、麻薬及び向精神薬取締法の適正な制度運用を確保できない。
分析結果		代替案においては、依存性、精神毒性及び乱用実態から保健衛生上の危害が大きいと判断された化学物質を麻薬として規制しないことにより、国民等の保健衛生上の危害を防止することができず、かつ当該物質により発生する事件、事故を放置するおそれがあることから、麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令の一部改正が政策目的を達成する上で最も適切な手段であるとの結論に達した。	
有識者の見解その他関連事項		依存性薬物検討会(平成19年9月20日)において、麻薬指定相当との結論を得ている。	
一定期間経過後の見直し(レビュー)を行う時期又は条件		新規麻薬指定する物質については、今後の社会情勢に照らしたとしても、依存性、精神毒性及び乱用実態から保健衛生上の危害が大きいことには変わりがないことから、現時点での見直しは予定していない。	
備考		—	